



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ニタルト「ルイ 敬虔帝の子息たちの歴史」と「貴族」：カロリング期の「貴族」イデオロギーについて一考案
Author(s)	木下, 憲治
Citation	西洋史論集, 10, 18-43
Issue Date	2007-04-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37471
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_18-43.pdf



ニタルト『ルイ敬虔帝の子息たちの歴史』と「貴族」

―カロリング期の「貴族」イデオロギーについての一考察―

木 下 憲 治

はじめに

支配の手段に乏しいカロリング帝国が、なぜヨーロッパのエリートを集結させることができ、略奪と貢納を得るのが困難になる九世紀を超えてなお発展する―軍隊王権論からは説明不能―ことができたのか。こうした問題に、J・L・ネルソンは、一九九六年の著書で、①「フランク人意識」(Frankishness)、②ローマ的価値観と戦士的価値観、③王権のテオクラシー的理解と教会儀礼などの「イデオロギー」という側面の重要性を説いた。^③ネルソンによれば、カロリング諸王の成功は、優れた人的管理と如才なく士気を高めること(a good man-management and astute morale-building)が鍵を握っていたという。^④

こうした研究の傾向は、その後も続き、R・ル・ジャンを中心とした研究集団の論集『カロリング期ヨーロッパにおける王権とエリート』^⑤でも見られる。彼らもまた、カロリング朝の業績は、統治手段の不足にもかかわらず、人的結合、文化、イデオロギーを利用してヨ―

ロッパ中のエリートを中央に結集させ、歴史的個体としての一つのヨーロッパを作り出したことにあるという。最近では、東フランク王国の国制史にもJ・ゴールドバークが、イデオロギーという視点を導入し、ルートヴィヒ二世「ドイツ人王」が、政治的結束を欠いた同王国を長期間安定的に支配し続けた原動力として、イデオロギーを重視しているのが記憶に新しい。^⑥

それゆえに、カロリング期の国制史に「イデオロギー」概念を導入することは誤りではないと考えられるが、特にネルソンの研究においては、イデオロギーが狭く理解されている。^⑦さしあたって、イデオロギーという概念をG・デュビイが提唱した意味で理解しておきたい。^⑧ただし、筆者は、かつてそれに言及したことがあるので、本稿では要点を述べるに留めたい。^⑨

デュビイによれば、社会史研究において、人間社会を發展させる諸力として、経済的・物的要因だけではなく、精神的現象にも注目しなければならぬという。そして、彼は「所与の社会において存在と歴

史的役割を与えられた(固有の論理と目的を持った)表象(イメージ、神話、場合によっては理念や概念)の体系¹⁰⁾をイデオロギーと定義した。このイデオロギーこそが、人間社会を理解するための重要な要素ではあるが、過去のイデオロギーを再構築することは、史料総量の不足と伝存過程における変形を受けるため困難な作業である。そのために、我々は、ある事象の理想像を直接描く史料(例えば、国王イデオロギーにおける君主鑑)のみならず、ある社会における倫理、美德また禁忌を伝える史料をも参看しなければならない。こうした史料として、宣伝文書、説教、法令、典札、賛辞、伝記、墓碑銘などが挙げられる。また、デュビイは、イデオロギーを再構築するにあたって、非言語的な史料、つまり、紋章、衣装、装身具、徽章、身振り、儀式的式次第や調度品などに高い価値があると述べている。つまり、過去のイデオロギーを再構築するためには、広範な史料群を使用することが必要だというわけである。

では、このような広範な史料群を前にして、イデオロギーを読み取るにふさわしい事件や瞬間を絞り込むことは可能であろうか。デュビイは、特に闘争の間とその直後にイデオロギーを観察するための格好の機会があると述べている。

イデオロギーの観察は、物理構造と政治的構造の運動が、ついには諸イデオロギー体系の次元で反響し、諸イデオロギー体系を対立させている闘争を一層先鋭化させる危機の時代においては特に有利な条件の恩恵を受ける。これらの危機、反乱、改革事業、それらが誘引した騒擾の過程で、潜在的で通常は隠れている構造が白日の下にさらされ

る。…中略…確かに、闘争は偶像を破壊しようとする意図を刺激するので、ある種の手がかりを消失させる。しかし、その代わりに闘争は、両当事者が行う態度決定のおかげで、資料を増加させる。歴史的観察のために、好個の瞬間は、闘争が終結する瞬間である。勝利には、抑圧的行為が続き、多くの情報、裁判所と警察の記録が残っている捜査、尋問、判決から集められる。勝利は、転向の企て、理論の洗練、規則を制定しようとする極めて活発な努力を伴う。

このようなデュビイのイデオロギー概念のもと、かつて筆者は、カロリング期の俗人貴族をして王権と協働させ得た世界観のうち、俗人貴族の理想に関わる部分を貴族イデオロギーと定義して、アルクインの書簡を素材にそれを読み取ろうを試みた。¹¹⁾無論、デュビイが言うように、我々は同時代の貴族イデオロギーを理解するためにはアルクインの書簡群を分析するだけでは不十分であった。また、当然アルクインが描いた貴族のあるべき姿は、神学的かつ包括的性格が強かった。しかし、貴族イデオロギーが実際に、国制次元で貴族の行動を方向付けたかを検証することは困難であると思われる。それゆえに、本稿では、国制という大枠ではなく、より小さな枠組み、すなわち、数年間の政治的闘争におけるカロリング期の俗人貴族の行動とイデオロギーの影響を探る。デュビイの指摘によれば、危機とその直後に通常は隠れているイデオロギーが白日の下にさらされるからである。

次に、政治的闘争の具体例として帝国分割を巡る兄弟の争いを描いている点で、デュビイの指摘に合致する史料として、ニタルト『ルイ敬虔帝の子息たちの歴史』と作者ニタルトの人物像について触れておこう。

注

- (1) カロリング王国の発展を軍隊王権論から説明するものとして、Th. Reuter, "Plunder and Tribute in the Carolingian World", in: *Transactions of the Royal Historical Society* 35 (1985), pp. 75-94; id. "The End of Military Expansion", in: *Charlemagne's Heir: New Perspective on the Reign of Louis the Pious*, eds. P. Godman / R. Collins, Oxford 1990, pp. 393-405 参照。また、軍隊王権論については、岡地稔「ゲルマン部族王権の成立—東ゴート族の場合—」『西欧中世史(上)』佐藤彰一・早川良弥編、ミネルヴァ書房、一九九五年、一〇三—一二七頁。
- (2) 「フランク人」概念については、出崎澄男「フランク族とは何か(上)(下)」『白百合女子大学研究紀要』一三、一四号、一九七七、七八年。佐藤彰一「古代から中世へ」同編『岩波講座世界歴史—ヨーロッパの誕生—』七巻、岩波書店、一九九八年、一八—二八頁参照。
- (3) J. L. Nelson, *The Frankish World, 750-900*, London/Rio Grande 1996, pp. xiii-xxxi.
- (4) *Ibid.*, p. xxviii.
- (5) *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne (du début du IX^e siècle aux environs de 920)*, éd. R. Le Jan, Paris 1998.
- (6) E. J. Goldberg, "More Devoted to the Equipment of Battle than the Splendor of Banquets: Frontier Kingship, Martial Ritual and Early Knighthood at the Court of Louis the German", in: *Vision. Medieval and Renaissance Studies* 30 (1999), pp. 41-78; id., *Struggle for Empire: Kingship and Conflict under Louis the German, 817-876*, Ithaca/London 2006.
- (7) ネルソンの一九九六年の著書では、フランク人意識、古代由来及び戦士の価値観が、テオクラシー、教会儀礼、聖人崇拜、教会会議などに對置され、後者が「イデオロギー」とされている。しかし、デュビイのイデオロギー定義を利用すれば、フランク人意識等もイデオロギーに含められると思われる。Nelson, *The Frankish World...*, p. xxvi.

- (8) G. Duby, "Histoire sociale et idéologies des sociétés", in: *Faire de l'histoire: Nouveaux problèmes*, éd. J. Le Goff et P. Nora, Paris 1974, pp. 147-168.
- (9) 拙稿「カロリング期の『貴族』イデオロギーに関する一考察—アルクインの書簡を中心に—」『西洋史論集』(北海道大学) 九号、二〇〇六年、一—二三頁。
- (10) Duby, p. 149.
- (11) Duby, pp. 157-158.
- (12) 「貴族」という用語の問題については、木村尚三郎「ヨーロッパ貴族の諸類型を特集して」『歴史教育』一一巻八号、一九六三年、六五—六九頁、服部良久「ドイツ中世貴族研究の一課題—貴族家門・権力構造・国制—」『史学雑誌』一〇二巻二号、一九九三年、七八—九九頁参照。
- (13) 註(9) 参照。

一 ニタルトと『ルイ敬虔帝の子息たちの歴史』

カロリング期には、上の目的にとって適切な—同時代の他史料と比較して例外的でもある—史料がある。すなわち、ニタルト(Nithard)の『ルイ敬虔帝の子息たちの歴史』(以下『歴史』)⁽¹⁾である。ニタルトは、宮廷詩人の父アングルベルト(八一四年没)と母ベルタの非嫡出子として生まれた。母ベルタは、カール大帝の娘であったから、ニタルトは大帝の孫にあたる。彼の没年をめぐっては対立があり、八四四年あるいは八四五年と考えられている。彼は、カロリング・ルネサンスの盛期に教育を受けた。⁽²⁾彼は、従兄弟シャルル「二世、禿頭」に仕え、彼のロタールへの使者を務め(八四〇年)、⁽³⁾フォントノワの戦いに従軍し(八四一年)、ヴェルダン条約等の王国分割交渉に際して

シャルルの使者を務めた。八四三年にはサン・リキエ大修道院の俗人大修道院長となり、伯称号も得たが、有力説によれば、直後の八四四年アングレーム近傍におけるシャルル禿頭王とピピン二世の間の戦闘で死亡した。^⑤ニタルトは、カロリング家の系譜を引き、シャルル禿頭王麾下の有力俗人貴族の一人であった。それゆえに、ニタルトの史書は、生涯俗人であった、男性の貴族による作品であるという点で、西欧初期中世において例外的ですらある。

ニタルトは、主君シャルルによって、同時代史の執筆を命じられた。^⑩彼は、カール大帝の死から、ヴェルダン条約直前のシャルルの結婚(八四三年)までを四巻で叙述した。彼は、アインハルト(七七〇年頃〜八四〇年)やフェリーエルのルプス(八〇五〜八六二年)のような復古体ではなく、簡素で素朴な文体を用いた。^⑪彼は、『歴史』執筆の際に、直接経験の他にアインハルト『カール大帝伝』や『王国年代記』を参照した可能性が高い。^⑫

ニタルトは、第一巻でカール大帝の死からルイ敬虔帝の死までを扱った。これは、厳密には同時代史ではないが、「私が、彼「ルイ敬虔帝」の時代に行われたと我々が知っていることを簡潔に前もって述べれば、どの読者にもあなた方の論争の真実がより容易に明らかになる」ので一巻が割かれている。^⑬第二巻は、敬虔帝の存命中には直接対決には至らなかった彼の子息らの闘争が、父の死と同時に激化し、フオントノワの戦いに至る顚末が描かれる。第三巻では、この終戦後シャルルとルートヴィヒ二世の間のストラスブルの宣誓とロタールのイタリアへの撤退までが描かれる。第四巻では、ルートヴィヒ二世

とシャルルのアーヘンにおける会談からヴェルダン条約直前の八四三年三月一九日まで描かれる。ニタルトは、『歴史』において、シャルル一党の言動の正当性を擁護しながらも、フランク人が内戦に陥ったことを嘆き続けた。

『歴史』に史料価値を認めない見解があるものの、^⑭文献学的研究は、概して『歴史』に八三〇年代から八四三年の間の史料として高評価を与えてきた。^⑮なぜなら、『歴史』の偏向は、シャルルを善、ロタールを悪とするという単純な形であり、読者は、ニタルトの偏見を識別して、虚実を取捨できるといえるのである。^⑯また彼自身が、正確な情報を残そうとしており、この歴史書の依頼者シャルルを批判する一節があることも、『歴史』の史料としての客観性を示していると考えられてきた。^⑰

このように、『歴史』の史料価値の判断は、慎重に行われてきたわけではなかった。特に、『歴史』は、四巻を通して、叙述の色調が変わることは十分に説明されてこなかった。すなわち、第四巻は厭世観に満ち、無秩序を嘆き、王命によって書かれたと思われないという。ネルソンは、この問題について説明を試みた。氏は、『歴史』について次の二つの前提を導入することで、この問題が解決できるとした。すなわち、①『歴史』の主要な読者ないし聴衆は、同時代の貴族であったこと。②各巻の執筆時期、闘争の経過、ニタルトの「私的」事件が、それぞれ密接な連関性を有すること。①の前提は、カロリング・ルネサンスのおかげで俗人貴族はラテン語識字力があり、帝国集会出席によって政治的議論に親しんでおり、戦闘の経過や戦闘参

加者など同時代人周知の事実省略されたことから示されうる。さらに、第二巻のフオントノワの勝利でシャルルの正義が示されたにもかかわらず、ロタール派貴族が投降した第三巻以降において、貴族の和解とシャルルとルートヴィヒ二世の団結が強調されることは、貴族を讀者・聴衆として、現在進行形で作品が書かれた証拠であるといふ。また、②の前提は、ロタールが、この兄弟闘争に際して、ニタルトの官職を剥奪した事実が重要である。⁽²⁰⁾ニタルトは、『歴史』の重要局面に彼自身を登場させ、自らのシャルルへの献身を記録し、奪われた官職の奪還に際してシャルルに縋ろうとした。しかし、ヴェルダン条約前の交渉において、シャルルはニタルトの官職が所在した地域をロタールに委ねてしまう。こうして、第四巻は、ニタルトの自己の官職を回復しようとする努力が水泡に帰した後に書かれており、ニタルトは、ロタールへの使者が騙され、自らの努力が水泡に帰したと感じたというのである。⁽²¹⁾第四巻の讀者・聴衆はシャルルや貴族ではなく、彼の父を聖人として崇めたサン・リキエ大修道院の人々なのであるという。

このように、『歴史』は、一方では、シャルルに依頼されて、彼の言動の正当性とロタールのそのの不当性を同時代人と子孫に伝える「公的歴史」(public histories)の側面があり、他方ではニタルトが自らのシャルルに対する献身を記録し、恩を売る「私的歴史」(private history)が混在した複層的作品なのである。ネルソンの見解は高く評価されており、本稿でも、『歴史』の史料の性格として、ネルソンの見解を受け入れよう。

注

- (1) 一二世紀以降のニタルトのテキストは次のものである。*Nithardi historiarii libri IIII* (MGH Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 44), hrsg. v. E. Müller, Hannover 1907, ND. 1965. 上の羅対訳が R. Rauter, *Quellen Zur karolingischen Reichsgeschichte*, 1, Darmstadt 1965 にある。B.S. Scholz, *Carolingian Chronicles*, Ann Arbor 1970 には、ミューラー版の英訳がある。Ph. ロエール編訳 *Histoire des fils de Louis le Pieux*, Paris 1926, repr. 1964 は、ミューラー版とはテキストが異なる羅対訳である。本稿は、ロエール版が最も新しいので、それを用いた。
- (2) 「彼[アンギルベルト]は、ベルタという名のその偉大な王の娘から、私の兄弟ハルトニートと私ニタルトを生んだ」。Nith. 4.5, pp. 138, 140: Qui ex ejusdem magni regis filia nomine Beretta Harinidum fratrem meum et me Nithardum genuit.
- (3) *Carmine Centulensia* (MGH Poetae III, S. 310ff) にあるニタルトの頌歌において、修道士 Mico は、彼の命日に「ついで」Occidit Iunii octavo decimoque Kalendas Hostii gladio, hac requiescit humo と記している。そして、ハリウルフの年代記が、ニタルトの遺体には頭部外傷があったことを伝えており、彼の死因が戦死であることで研究者は一致している。それゆえに、大半の研究者は、Mico が文法的誤謬を犯したとみなし、IuniiをIuliiで読み替えている。なぜなら、八四四年六月一日にシャルル禿頭王とピピン二世の間でAgoutの戦いが現に起きており、⁽²²⁾ニタルトの戦死を想定できるといふ(Wattenbach-Levison-Löwe, S. 355; Lauer (éd), p. VII; Nelson, *Politics and Ritual in Early Medieval Europe*, London/Roncheverte, 1986, pp. 235-237)。⁽²³⁾しかし、ガンスホーフは、Iunii octavo decimoque Kalendas は文法的誤謬ではなく、音韻上の必要性から生じたこと、史料はニタルトをこの戦いの戦死者として挙げていないこと、更に八四五年死亡説を採ると他のサン・リキエ大修道院長と重複せずに彼の在

- 職年代を想定できるところから、八四五年死亡説を唱えている。F. L. Ganshof, "Note critique sur la biographie de Nithard", in: *Mélanges Paul Thomas: recueil de mémoires concernant la philologie classique. Dédicé à Paul Thomas*, éd., A. Buyens, Bruges 1930, pp. 335-344; Scholz, p. 23, n. 34.
- (4) Wattenbach-Levison-Löwe, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter: Vorzeit und Karolinger*, Weimar 1957, S. 353.
- (5) 「彼「シャルル」は、使者としてニタルトとアデルガリウスを選び…ロタールのもとへ送った」Nith. II, 2: ... misso, videlicet Nithardum et Adelgaum, delegit et ... ad Lotharium direxit...
- (6) ニタルトの父アングルベルトは、サン・リキエの俗人大修道院長であった。ニタルトが俗人大修道院長に任命されたとき、彼と同様にカール大帝の孫であった聖職者 Ricbodo が、ロタールによつて(7)修道会に属する正規の大修道院長に任命されていた。それゆゑに、サン・リキエ大修道院には二人の大修道院長が並立するようになった。Lauer (éd.), p. VI, n. 3.
- (7) Lauer (éd.), p. VI.
- (8) 本節註(3) 参照。ガンスホーフは、禿頭王が対ノルマン人防衛のために実戦経験豊富なニタルトを起用し、彼が、ノルマン人との戦闘で死亡したとの説を唱えている。Ganshof, Note critique..., pp. 343-4.
- (9) ニタルトについては、次の文献を参照した。W. Stammler/K. Langosch, *Die Deutsche Literatur des Mittelalters. Verfasserlexikon*, Berlin 1955; M. Manitius, *Geschichte der lateinischen Literatur des Mittelalters*, München 1910; また、本節註(1)で挙げた『歴史』各刊本の序文も参照した。
- (10) 「あなたは、あなたの時代に起きたことを、私が文字で記録に残すことを命じました」Nith. I, praef.: *precepistis ut res vestris temporibus gestas stili officio memoriae traderem*. ニタルトは、八四一年五月にシャルルによつて歴史書の執筆を命じられ、八四三年春に執筆を終えた。Müller(hrsg.), S. VI. 参照。
- (11) Lauer (éd.), pp. XV-XVI.
- (12) Lauer (éd.), p. XIII
- (13) Nith. I, praef., p. 2: ... *facilius cuiuslibet legenti altercationum vestrarum veritas patebit, si quedam que suo in tempore contigisse novimus summatenus praelibavero*.
- (14) ネルソンは、軍事史家 Sir Basil S. Liddell Hart の著書を引用して、軍人・政治家は歴史に奉仕するよりも、自己の利害と名声を重視するのび、ニタルトも例外ではないとの見解を示している。Nelson, *Politics and Ritual*..., n. 7, p. 197.
- (15) Wattenbach-Levison-Löwe, S. 353; M. Manitius, *Geschichte der lateinischen Literatur des Mittelalters*, I. Teil, S. 658; Die deutsche Literatur des Mittelalters: Verfasserlexikon, hrsg. v. W. Stammler/K. Langosch, Berlin 1935-55, S. 735; Müller(hrsg.), S. VIII.
- (16) G. Meyer v. Knonau, *Ueber Nithards vier Bücher Geschichten. Der Bruderkrieg der Söhne Ludwigs des Frommen und sein Geschichtsschreiber*, Leipzig 1866, S. 81-82; M. Manitius, Bd. I, S. 658-59; Wattenbach-Levison-Löwe, III. Heft, S. 353-55.
- (17) H. Patze, *Iustitia bei Nithard*, in: *Festschrift für Hermann Heimpel zum 70. Geburtstag am 19. September 1971*, 3Bde, Göttingen 1972, Bd. 3, S. 147-65, hier S. 161, 163; Lauer (éd.), p. X. 「たゞ今私は他の人々に、未来のことに役立つならんことを、少なへんが勉める努力で誤謬と云ふ曇りを子孫から拭く去らんやないやない」Nith. IV, praef., p. 116: *si in ceteris rebus futuris prodesse nequivero, saltem ... erroris nubeculam proprio labore posteris detergam*.
- (18) ニタルトは、アラール(Alard)を人々の歓心を集めるために自由身分と王国の財をばらまき、そのために人々の支持を集めた佞臣であったと評している。シャルルは、アラールの姪エルメントロッド

(Emmentude) と結婚したが、ニタルトはその理由を「シャルルは、彼を通して、多くの人々を引き寄せることができると思ったという動機で、」の結婚をした」(Nith. IV, 6: ... hac de re Karolus praeftas nuptias maxime inuit, quia cum eo maximam partem plebis sibi vindicare posse putavit) と述べている。

(19) Lauer (ed.), p. XI; Scholz (trans.), p. 30; Nelson, *Politics and Ritual*... p. 197. Nith. IV, praef., p. 116: Non solum me ... ab hoc opere narrationis quiescere delectat, verum etiam, quo ab universa re publica totus secedam mens, variis quærimoniis referta, assiduis meditationibus anxius versat.

(20) 「彼ら『ニタルト』は、誠実を破り、彼『ロタール』に寝返ろうとしなかったたので、彼の父が彼らに与えていた官職禄を奪った」。Nith. II, 2, p. 42: ... quoniam ad ipsum se vertere frustrata fide noluerunt, honoribus quos pater illis dederat privavit.

(21) 「いかなる詐術によつて騙されたか分からないが、使者は、彼に『与えられる部分を』決められた地域を越えてカルボンヌの森まで拡大した」。Nith. IV, 3, p. 128: ... ignoro qua fraude decepti, hi qui missi fuerant augere illi supra definitam partem usque in Carbonarias.

(22) R. McKitterick, *The Carolingians and the Written Word*, New York 1989, p. 237.

二 ルイ敬虔帝の子息たちの兄弟戦争への道

『歴史』におけるニタルトの記述を理解する前提として、「闘争」つまり帝国の相続を巡る兄弟の争いの経過を説明しておかねばならない。カール大帝晩年の『王国分割令』(Divisio regnorum)とルイ敬虔帝の『帝国整序令』(Ordinatio imperii) に関しては、我が国では、日

置雅子氏の一連の研究がある。^① 氏の研究は、いずれも各勅令についての高度で特殊具体的な研究であるので、ヴェルダン条約で一応終息する王国分割を巡る騒動に関する単純な事実経過には多くの紙幅は割かれていない。また、我が国の概説書と先行研究においても、敬虔帝が薨じた八四〇年における彼の子息たちの錯綜した関係を知るために十分な情報があるとは言い難い。それゆえに、最初に「ルイ敬虔帝の子息たちの闘争」に至るまでの経過を述べておきたい。

帝国分割令

ルイ敬虔帝の子息らの相続を巡る闘争の中心には、『整序令』があった。ルイの父カール大帝が定めた八〇六年の『分割令』と比較すれば、『整序令』がいかに革新的であり、また、騒動になりうるものであったかがわかる。カールは、三人の子息がいることは神の恩寵であり、全員が王国の後継者であるが、誰か一人に王国を残すことによつて生じる紛争を防止するため、王国を彼ら三人の間で分割相続させることを決めた。^② ルイには、ブルグントの一部、プロヴァンス、セプティマニア、ゴート地方が与えられ、ピピンにはイタリア、バイエルン等が、カール(七七二―八一一年)にはブルグント、アレマニエン、アウストラシア、ネウストリア、チューリンゲン、ザクセン、フリースラント等が与えられた。^③ カールに、フランク王国の中核地帯が分割されないまま授与された理由について異なる見解があるものの(P・クラッセン、日置雅子)、^④ 『分割令』は、総じて三兄弟の平等がその原則であったと言えよう。^⑤ 例えば、『分割令』は、三兄弟全員にローマへ至る街道を割り当て、ローマ守護の役割をも平等に与えてい

る。『分割令』は、三兄弟中誰かが死亡した場合には、兄弟の持分添加権を認めるが、王国の「貴族」(populus)が望めば嫡出遺児の王国相続を認めており、相続権と選挙原理を混在させている。^⑥重要なことは、皇帝位について、『分割令』は言及せず、三兄弟は同格であったことである。それゆえに、『分割令』は、『整序令』の嚆矢や雛形ではなかった。^⑦

カール大帝の三人の推定相続人中、二人が、大帝よりも早世したので、『分割令』は実施されなかった。カールは、八一三年に唯一存命していた嫡出子ルイを共同皇帝 (consors imperialis nominis) として自己戴冠させ、カール死後に王国を一人で相続させることを決めた。^⑧カールより先に夭折したイタリア下王ピピンの嫡出子ベルンハルト(七九七〜八一八年)には、イタリアのみが下王国として与えられた。^⑨それゆえに、カール大帝存命中には、伝統的な分割相続は改変されなかった。

帝国整序令の神学的背景

しかし、指導層の世代交代により、新たな政治的意識が生じてきた。『メッツ小修道院年代記』の八〇五年の記述は、カロリング家が、中ピピン以来フランク王国の主導権を握ってきた理由を、同家が中ピピン以来兄弟による分割を行わず、一人支配を行ってきたことに求めた。^⑩この記述は、明らかに世俗的・政治的動機から帝国の統一性維持の有益性を主張している。しかし、『整序令』に神学的基礎があったことは、より重要であった。特にリヨンのアゴバルドらの宮廷聖職者は八一四年以後、キリスト教的な統一思想を積極的に展開することに

なった。^⑪

こうした統一思想は、使徒パウロにまで遡ることができる、キリスト教固有の単一性原理 (Einheitsprinzip) から由来している。パウロは、「コリント信徒への手紙一」で次のように述べている。

体は一つでも、多くの部分から成り、体の部分の数は多くても、体は一つであるように、キリストの場合も同様である。つまり、一つの霊によって、わたしたちは、ユダヤ人であろうとギリシア人であろうと、奴隷であろうと自由な身分の者であろうと、皆一つの体となるために洗礼を受け、皆一つの霊をのませてもらったのです。^⑫

同時代の聖職者の多くは、この単一性 (unitas) 原理が、人間生活全般に波及せねばならないと考えた。^⑬八一三年の改革教会会議においては、純粋に神学的レベルではあったが、決議第五条「天の唯一の父なる神、唯一の母なる教会、唯一の信仰、唯一の洗礼」^⑭が示しているように、単一性が一つのテーマであった。^⑮それゆえに、国王職務の一つであった平和維持は、「平和がなければ神はいかなることも嘉されない」^⑯ことが、以前はその根拠であったが、今や「不一致」(discordia) と「不和」(dissensiones) が単一性原理に反するので、平和維持は国王の最重要職務に数えられた。^⑰アゴバルドは、単一性原理を引き合いに出して、八一六年のアーヘン教会会議決議で全人類の同権・平等すら訴えた。^⑱カール大帝が死去し、ルイ敬虔帝が独り立ちした年に、オルレアンのヨナスは、敬虔帝には複数の嫡出子がいるにもかかわらず、早くもロタールを唯一の将来の皇帝と決めつけている。テオドルフは、ロタールの弟らは、一高級貴族 (grossen Senats) に降

格して帝国を支えるべきだと唱えた。アゴバルドは、神の意志によって兄弟中一人が皇帝になることをダビデ王の故事により主張した。八一七年の修道院改革の中心人物で、皇帝の助言者であったアニアーヌのベネディクト（七五〇？～八二一年）もまた、教会と帝国は一致しており、教会が一つである以上帝国もまた一つであるべきだと主張した。⁽²⁰⁾ このように、八一四年以降多くの聖職者は、ルイ敬虔帝を一人の嫡出子が相続することを当然視していた。八一七年の『整序令』の成立には、こうした神学的背景があった。⁽²¹⁾

『帝国整序令』の成立

八一七年事故に遭遇したルイ敬虔帝は、差し迫る死を予感して、相続問題の早期決着の必要性を感じたと思われ、同年アーヘンに帝国集会を召集し、帝国の相続問題を協議させた。参加者から伝統的分割相続を求める声が上がったものの、⁽²²⁾ 皇帝は、上述の神学的背景をもとに帝国分割を拒絶し、⁽²³⁾ ロタール一人を帝位継承者とする『帝国整序令』を布告した。『整序令』は、確かに、次三男ピピンとルートヴィヒ二世を下王とした点、⁽²⁴⁾ そして、一部で選挙制原理を残した点では、⁽²⁵⁾ フランク王国の伝統と妥協しているが、総じて「神慮に基づく統一的な皇帝権の創出とその国制への定着」と「神権的な皇帝権を中核とした家父長的集権的な帝国支配体制の確立」⁽²⁶⁾（日置雅子）を目指した措置を打ち出している。カール大帝の『分割令』においては、三兄弟の王国の面積的平等が配慮されていたのに対して、『整序令』においてはロタールの直接支配領域は、ピピンとルートヴィヒ二世のそれよりも広大であった。⁽²⁷⁾ 下王は、自らの下王国の内政について、一応独立性を

保持できたが、彼らは皇帝に対して、主邸参向、貢納、協議の義務を課された。⁽²⁸⁾ 皇帝は、下王に対して、監督権・懲罰権を行使できた。さらに、敬虔帝没後には、彼ら二人の結婚には皇帝の承諾が条件とされた。⁽²⁹⁾ 彼らに嫡出子が不在の場合、その領土は皇帝に帰属するとされた。⁽³⁰⁾ 軍事・外交面では、下王には、不測の敵襲を別として、開戦・和平、⁽³¹⁾ 外部勢力との交渉が原則禁止された。⁽³²⁾ このように、『整序令』を従前のフランク王国の相続分割（案）と比較すると、皇帝たる長兄と彼のいわば宗主権に服する下王たる次三男の処遇の差は、歴然としていた。『整序令』は、帝国の一体性を維持すべく計画された文字通り「憲法的証書」（constitutional act）であったと言える。⁽³³⁾

八一八年に起きたイタリアのベルンハルトの反乱は、明らかに『整序令』への反発が一因となっているが、すぐに鎮圧された。⁽³⁴⁾ 史料は、ベルンハルト以外に、八一七年直後の『整序令』反対者を直接伝えていない。⁽³⁵⁾ しかし、『王国年代記』の八二一年の叙述には、皇帝が、同勅令支持の誓約を有力者に要求したとあり、⁽³⁶⁾ 皇帝周辺は同勅令への反発を知っていたと思われる。すなわち、潜在的には『整序令』への反対があったのである。

シャルルの誕生と『整序令』体制の動揺

『整序令』は、ルイと前妻の間の三人の嫡出子にのみ、下王国を与えた。しかし、後妻ユーディットの子、シャルル「二世、禿頭」の誕生（八二三年）は、状況を変えていくことになった。ユーディットは、我が子に所領を確保するために動いた。この際ユーディット一派は、『分割令』のようなフランクの伝統的慣習に依存できた。ま

た、ルイ敬虔帝の教会改革は、教会財保全と私有教会制廃止を視野に入れ始め、司教と帝国貴族を対立させつつあった。⁽³⁷⁾ ユーデイト一派は、八二九年皇帝をして、シャルルにアレマニエン、レティエン、ブルグントの一部を大公領として授与させることに成功した。⁽³⁸⁾ シャルルの代父であったロタールは、彼の守護を父に約束した。しかし、『整序令』が帝国集会において貴族の同意のもとに布告されたのに対して、敬虔帝が、貴族の同意を得ずシャルルへの所領の授与を決めたことは波乱の種となった。シャルルの領地は、ロタールのそれを割いたものであったこと、また、共同皇帝ロタールの名前が一時的にせよ証書から消えたことは、敬虔帝によるシャルルの後継指名の懸念を生じさせた。この時点での『整序令』存廃は不明であった。⁽³⁹⁾ さらに、ロタールと、いわゆる帝国統一派の顔役ヴァラが宮廷を追われた。敬虔帝は、ユーデイトの兄弟とバルセロナ辺境伯ベルナルを重用しはじめた。

八三〇年の反乱

八三〇年春、夏に、ユーデイトとベルンハルトの宮廷における専横とブルターニュ遠征への不満が引き金となり、⁽⁴⁰⁾ ロタールとピピンが父帝に反乱した。⁽⁴¹⁾ これは、敬虔帝に対する私怨と帝国統一派の反発が背後にあった。反乱側の史料は、君側の奸を除き、『整序令』で規定された帝国統一を回復することを掲げている。⁽⁴²⁾ 敬虔帝は、拘束された。しかし、ロタールの失政の前に、ルートヴィヒ二世が父の側にたち、ピピンは脱獄し、父帝を救出したので、九月には敬虔帝が復権した。翌年のアーヘン帝国集会で、『整序令』が廃止され、新たな王国の分割相続が計画された。すなわち、ロタールはイタリアを領有し、

ピピン、ルートヴィヒ二世、シャルルが残余を均分するというものであった。この計画は、皇帝位や帝国統一に言及せず、八〇六年の『分割令』と類似していた。それゆえに、八三〇年の反乱は、帝国統一派にとつて敗北であった。ピピンと敬虔帝の対立は終息せず、八三一年両者は挑発し合い、敬虔帝は、アキテーヌ下王国をピピンから剥奪し、シャルルに与えた(八三二年)。⁽⁴³⁾

八三三年の反乱

八三三年ロタールが皇帝に再び反乱し、彼は、皇帝らを逮捕・拘禁した。⁽⁴⁴⁾ しかし、翌年には各地で敬虔帝支持の集団が形成され、ピピンとルートヴィヒ二世は父を救出するために挙兵した。ロタールは、衆寡敵せず逃走した。解放された敬虔帝は、八三四年ロタールに対して、帰順を求めたが、彼は拒絶した。⁽⁴⁵⁾ 結局ロタールは、またも皇帝に屈した。再度の謀叛にもかかわらず、皇帝は、ロタール一派を寛大に処分した。にもかかわらずロタールは皇帝に対して頑なな態度をとり続けた。八三七年九月のアーヘン帝国集会では、皇帝は、ルートヴィヒ二世、ピピン、貴族の同意のもと、シャルルに現在のベルギーにあたる地域の大半を授与した。

ルートヴィヒ二世の離反

八三八年三月ルートヴィヒ二世は、皇帝に無断でロタールに会談を申し入れた。この理由は、昨年のシャルルへの領地授与のために、彼の下王国が削られたことであると考えられる。皇帝は、彼の行動を疑い、審問したが、彼は潔白を弁明し、解放された。皇帝は、九月の帝国集会で、ピピンと聖俗貴族の同意を得て、シャルルにメーヌ大公領

とロワール・セーヌ川間の沿岸地方を増増した。⁽⁴⁸⁾十一月ドイツ人王は、フランクフルト占領、皇帝のライン渡河阻止により旗幟を鮮明にした。また、十二月にピピンが急死した。翌八三九年ユーディットによる工作活動の結果、ヴォルムスで皇帝とロタールが正式に和解した。⁽⁴⁹⁾こうして、ロタールはシャルルの味方に引き入れられ、父の死後、ルートヴィヒ二世にはバイエルンだけが留保され、フランク王国の残余をロタールとシャルルの間で分割することが合意され、皇帝位はロタールが継承することとなった。しかし、アキテーヌでは、未だに『整序令』を引き合いに、貴族がピピンの遺児（ピピン二世）をアキテーヌ王に擁立したので、皇帝は討伐軍を起こすも、敗北・遁走した。

ルイ敬虔帝の死

八四〇年、ルートヴィヒ二世は、チューリッゲン人とザクセン人の支持を受け、ライン右岸を占領した。皇帝は、軍勢とともにポワティエから急行し、ルートヴィヒ二世を追撃した。しかし、彼はスラブ人の支援を得て、本拠バイエルンに到達したので、皇帝は追討を断念した。皇帝は、ルートヴィヒ二世の問題を協議するために七月に予定された帝国集会にロタールを召還した。しかし、皇帝の病状が悪化し、六月には危篤に陥った。彼は、「ユーディットとシャルルに誠実であり、彼に与えられた領土を誠実に保全し、彼を保護するという条件で」、⁽⁵⁰⁾ロタールに王冠と剣を与え、六月二〇日に亡くなった。

ロタールの優勢

敬虔帝は、結局帝国の相続問題に決着をつけることができなかった。彼の死後すぐに、ロタールは、シャルルとの協定を無視して、

『整序令』の実施を主張した。⁽⁵²⁾また、ロタールの単独支配を望む声が各地から上がった。帝国東部では、『フルダ年代記』と『クサンテン年代記』が、ロタールを支持する記述をした。⁽⁵³⁾ラバヌス・マウルス、ヴァラフリート・ストラボもまたロタールの権利を擁護した。パスカシウス・ラードベルトウスもまた、ロタールによる統一の努力が正当であると見なした。⁽⁵⁴⁾ザンクト・ガリエン大修道院の修道士もロタールに忠誠を誓った。⁽⁵⁵⁾シャルルが基盤とする帝国西部においても、シグラウス、アングイルベルトがシャルル派から脱落してロタールのもとへ走った。⁽⁵⁶⁾さらに、ロタールが主宰したインゲルハイム教会会議には、帝国東部から多数の高位聖職者が参加したのみならず、帝国西部からブザンソン大司教アマルウィン、ランス大司教エッポ、トゥール司教フロタール、リヨン大司教アモロ、ヴェルダン司教ヒルティ、サン・カンタン大修道院長フーゴ、フルーリ及びサン・ミエール大修道院長ハデガウドが参集した。その上、タランテーズ大司教アウダックスに率いられたイタリアの司教らも彼の召集に応えた。「全ての有力者がロタールを支持した。統一思想は死滅していなかったのである」⁽⁵⁷⁾（ファウルハーバー）。

ロタール・ピピン二世とシャルル・ルートヴィヒ二世の対立

『整序令』のもとでは、自らの独立王国を樹立できないシャルルとルートヴィヒ二世は、伝統的な王国分割を要求して同盟した。八三八年に死亡したピピンの子ピピン二世は、『整序令』の規定を根拠に相続分を得ようとロタールに与した。

ロタール・ピピン二世連合軍とシャルル・ルートヴィヒ二世連合軍

は、八四一年六月二五日にフオンントノワで武力衝突に至り、前者が敗北した。この後、シャルルとルートヴィヒ二世は、ロタールとピピン二世を排して、両者間での王国分割を画策したが、未だに多くの支持者を抱えるロタール一派を無視し得ず、ピピン二世だけを排して、三者間でヴェルダン条約を締結した(八四三年)。確かに、同条約はロタールに皇帝位を認めたが、同時に、三者の同権を確認したので、この皇帝位は『整序令』が規定した性格を失っていた。

八四三年以後の帝国統一思想

八四〇〜八四三年の間、ロタールによるフランク帝国統一構想が多くの支持を集めていたことは上述した。⁽⁵⁵⁾ ヴェルダン条約は、兄弟の平等を定めた。しかし、この条約をもって、帝国統一思想が雲散霧消したわけではなかった。同条約以後、カロリング朝の滅亡に至るまでの帝国統一思想の帰趨を探ったのが、U・ペンドルフであった。⁽⁵⁶⁾ 彼によれば、八四三年以後、この思想は、東、西、中部フランク王国において、異なる展開を示した。すなわち、ロタールを始祖とする中部フランク王国とイタリアでは、十世紀に至るまで帝国統一思想は、命脈を保った。ロタールは、生涯帝国統一思想を掲げ、再統一を要求し、様々な政治的作業を行い続け、⁽⁵⁷⁾ また、彼は証書においては、自らの皇帝位を誇示するのを忘れなかった。⁽⁵⁸⁾ 八五一年のメルセンの会合においてロタールは、「聖なる教会と王国の状態」(status sanctae ecclesiae ac regni)⁽⁵⁹⁾ と発言しており、未だに「単一性」が実在するかのよう⁽⁶⁰⁾ に語っている。彼の子であり、イタリアのみを支配していたルドヴィコ二世(位八四四〜八七五年、皇帝八五五年)も、依然として皇帝

位を理由に全フランク帝国に対する支配を要求したのであった。⁽⁶¹⁾ 他方、東フランク王国では、ルートヴィヒ二世と彼の子・小ルートヴィヒ(位八七六〜八八二年)のもとでも、さらには、フランク王国を短期間統一したカール三世肥満王(位八七六〜八八七年、皇帝八八一年)のもとですら『整序令』の意味での帝国統一思想は見当たらない。⁽⁶²⁾ しかし、肥満王治世末期以降再び同王国の聖職者は、東フランクのカロリング家による帝国統一を希望した。⁽⁶³⁾ これは、決して懐旧の情ではなく、アルヌルフ(位八八七〜八九九年、皇帝八九六年)にフランクの帝権を回復するように求める政治的意味を持っていた。⁽⁶⁴⁾ 他方で、シャルル禿頭王を始祖とする西フランク王国では、帝国統一思想は八四三年以降急速に力を失っていった。⁽⁶⁵⁾

注

- (1) 日置雅子「カール大帝の帝国分割令(八〇六年)―信憑性問題について(その一)―」『愛知県立大学文学部論集』(一般教育編)二七号、一九七七年、三三〜四六頁。同「ルドヴィヒ敬虔帝の『帝国整備令(八一七年)』」(二)『愛知県立大学文学部論集』(一般教育編)二九号、一九七九年、三三〜四八頁、三〇号、一九八〇年、一〜三五頁。
- (2) MGH Capit. I, Nr. 45, praef. S. 127.
- (3) *Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751-918*. Neubearb. E. Mühlbacher; J. Lechner. Vorwort, Konkordanztabellen und Erg. C. Brühl; H. H. Kaminsky/Hildesheim 1966; verb. Ndr. der 2. Aufl., Innsbruck 1980 [BM²], S. 188.
- (4) P・クラッセンは、八〇六年の『分割令』と八一七年の『整序令』を比較して、カールの長男カールに、フランク王国中核地域で

あるフランクシアを非分割で相続する計画に注目して、実質的にフランク王国は分割されなかったのだと理解し、八一七年の規定の源流を八〇六年の規定の内に見ている。また、日置氏の見解は、同「帝国整備令」参照。

- (5) E. Boshof, Einheitsidee und Teilungsprinzip in der Regierungszeit Ludwings des Frommen, in: Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious, ed. P. Godman and R. Collins, Oxford 1990, S. 161-189, hier S. 166-169. 七九二年の謀叛まで、カール大帝の庶子セムシのピピン (Pipin der Bucklige) は相続予定者とされており、そのためフランクシアの分割相続が計画されていたこと、また、『分割令』自体においてもカール「少年王」が死亡した場合にはフランクシア分割を規定している。それゆえに、フランクシアの非分割は、偶然であるとするボスホフの主張を採っておく。

- (6) MGH, Capit. I, Nr. 45, c. 5, S. 128.

- (7) F. L. Ganshof, Some Observation on the Ordinato Imperii of 817, in: id. *The Carolingians and the Frankish Monarchy: Studies in Carolingian History*, tr. J. Sondheimer, London 1971, p. 278; D. Hägermann, *Reichseinheit und Reichsteilung. Bemerkungen zur Divisio regnorum von 806 und zur Ordinato Imperii von 817*, in: *Historisches Jahrbuch* 95 (1975), S. 278-307.

- (8) BMf, S. 216b.

- (9) *Ibid.*

- (10) 実際には、相続分割が行われなかったのではなく、分割状態が短期間で一人の支配者のもとに解消されていた。カール・マルテルの遺領は、七四一年にカールマンとピピンの間で分割されたが、七四七年に前者が宮宰位を放棄したので、後者が前者の領土を併合した。ピピンの死去 (七六八年) に伴い、フランク王国は、カールとカールマンの間で分割された。その後七七一一年に後者が死去し、前者がその領土を併合した。BMf 各該当年参照。

- (11) Boshof, S. 174.

- (12) Faulhaber, S. 29.

- (13) 『聖書 新共同訳』日本聖書協会、二〇〇二年、(新) 三二六頁。

- (14) Faulhaber, S. 26-28.

- (15) MGH Concilia, II, 2, Nr. 36, S. 261: ...unum Deum patrem in caelis et unam matrem ecclesiam, unam fidem, unum baptisma.

- (16) Boshof, S. 175-176.

- (17) MGH Capit. I, Nr. 35, S. 102: quia nihil Deo sine pace placet.

- (18) 「国王職務とは、特に神の民を衡平と正義により統治し治めることですが、それは彼らが平和と一致を得るためです」。Jonas von Orléans, *De institutione regia*, c. 4: Regale ministerium specialiter est populum Dei gubernare et regere cum aequitate et iustitia, et ut pacem et concordiam habeant studere. (Faulhaber, S. 13 から引用)。

- (19) Faulhaber, S. 26-27.

- (20) Ganshof, Some Observation..., p. 280.

- (21) ルイ敬虔帝の側近助言者集団には、修道院改革の指導者アニアヌのベネディクト、アキテーヌ時代からの腹心で官房長ヘリザカール、ケルン大司教ヒルデバルド、サン・ドニ大修道院長ヒルドウィンが居た。後に、コルビー大修道院長のアーダルハルトとヴァラ、リヨン大司教アゴバルド、ランス大司教エッガも加わった。これらの助言者集団の影響も見過すことができない。

- (22) 「余の忠臣が、余の王国の形態と余の息子たちの問題について、余の父祖らの方法で処理するように勧告した」MGH Capit. I, Nr. 136, prae., S. 270: ...nos fideles nostri ammonerent, quatenus ... de statu regni et de filiorum nostrorum causa more parentum nostrorum tractaremus.

- (23) 「息子への愛と好意ゆえに、神によって余に委ねられた帝国の統一を、人為的分割により分ける場合に、聖なる教会において悪弊が生じること、余が神の不興を買うことが偶然でないとは、余と分別がある者には、決して思われぬ」。Ibid.: ...nequaquam nobis

nec his qui sapiunt visum fuit, ut amore filiorum aut gratia unitas imperii a Deo nobis conservati divisione humana scinderetur, ne forte hac occasione scandalum in sancta ecclesia oriretur et offensa illius ... incurremus.

- (24) 「ピピン及び余と同名のルートヴィヒが、王号で呼ばれるハジとして、次の地を相続する」ことが決した。それらの地で、余の死後、兄の下で以下の条項により国王権力を享受する。MGH Capit. I, Nr. 136, prae. S. 271: ... Pipinum ... et Hludowicum aequivocum nostrum, communi consilio placuit regis insigniri nominibus, et licet inferius denominata constituere, in quibus post decessum nostrum sub seniore fratre regali potestate potiantur iuxta inferius adnotata capitula...

- (25) 例えば、ピピンとルートヴィヒ二世が、複数の嫡子を残した場合、彼らの王国は分割されず、その王国の貴族 (populus) の選挙により、一人が相続人として選ばれる (第一四条)。ロタールが嫡出子を残さず死ぬ場合、二人の弟の一方が、貴族 (populus) の選挙により皇帝位を相続する」とも決められている (第一八条)。

- (26) 日置「整備令」(その二) 一頁。

- (27) ピピンには、アキタニア、ヴァスロニア、トゥールーズ辺境区、セプティマニアのカルカッソンヌ、ブルグントのオートン、アヴァロン、ヌヴェールが相続分とされ (第一条)、「ルートヴィヒ二世には、バイエルン、ケルンテン、ベーメン、バイエルン東方のアヴァール人とスラブ人、ノルトガウにあるラオターホヘンとインゴルシュタットの王宮が相続分とされた (第一条)。

- (28) 「年に一度…訪れ、会見し、必要であること、公共の福利と永遠の平和にとり有益であることを兄弟相互の愛によって論ずるために、贈り物とともに彼ら【ピピンとルートヴィヒ二世】が、長兄を訪ねる」ことを余は望む。… volumus ut semel in anno ... visitandi et videndi et de his quae necessaria sunt et quae ad communem utilitatem vel ad perpetuam pacem pertinent mutuo fraterno amore tractandi gratia ad seniores fratrem cum donis suis veniant, in: MGH. Capit. I, Nr. 270, c. 4, S.

271.

- (29) 彼らのうち誰かに、余の死後に結婚する時が来れば、長兄との協議・合意によつて、彼は結婚する」ことを余は望む。MGH Capit. I, Nr. 270, c. 13, S. 271: Volumus etiam ut, si aliqui illorum post decessum nostrum tempus nubendi venerit, ut cum consilio et consensu senioris fratris uxorem ducat...

- (30) 「彼らのうち誰かが、嫡出子を残さず死ぬ場合、その権力 (potestas) は、長兄に還るものとす」。MGH Capit. I, Nr. 136, c. 15, S. 273: Si vero absque legitimis liberis aliquis eorum decesserit, potestas illius ad seniores fratrem revertatur.

- (31) 「彼らは、対外的な平和と戦争を、神により守護されたこの帝国に敵対する諸部族を長兄との協議と同意なしに、いかなる方法でも受諾してはならない。但し、彼らは、急に無防備なところ (ostium) を越えてくる者の殺到を、あるいは、急襲を独自に武力で撃退する」ことを望んでもよい。MGH Capit. I, Nr. 136, c. 7, S. 272: ... volumus ut nec pacem nec bellum contra externas et huic a Deo conservato imperio inimicas nationes absque consilio et consensu senioris fratris ullatenus suscipere praesumant. Impetum vero ostium subito insurgentium vel repentinus incursiones iuxta vires per se repellere student.

- (32) 「使節に関しては、外部諸部族から和平・開戦のために、都市・城塞を引き渡すために、あるいは他の何らかの重大な理由で派遣された場合には、彼らは、長兄の同意なしに、決して使節に返答し、あるいは、使節を帰還させてはならない。MGH Capit. I, Nr. 136, c. 8, S. 272: De legatis vero, si ab exteris nationibus vel propter pacem faciendam vel bellum suscipiendum vel civitates aut castella tradenda vel propter alias quaslibet maiores causas directi fuerint, nullatenus sine senioris fratris conscientia eis respondeant vel eos remittant.

- (33) 異説としては、シッタイヌは皇帝の他の兄弟に対する上位権は認めるが、兄弟指導体制が続くものとして理解しつつある (Ganshof,

Some Observation..., pp. 273-4)。

- (34) ヴェルンハルトの反乱については、以下の文献参照。日置雅子「帝國整備令」(その二)『一七三三頁』R. McKitterick, *The Frankish Kingdoms...*, p. 135; P. Riche, *The Carolingians...*, p. 148.
- (35) ガンスホーフは潜在的反対者の存在を重視している (Ganshof, *Some Observation...*, p. 280.)。逆に、ボスホーフは、聖職者のみならず俗人貴族層もまた『整序令』を支持していたとする (Boshof, S. 181-182)。
- (36) *Annales Regni Francorum*, a. 821. hrsg. v. F. Kurze, Hannover 1895, S. 155.
- (37) Boshof, n. 121.
- (38) BM², S. 341. *Handbuch der europäischen Geschichte*, Bd. I, hrsg. v. Th. Schieder, 4. Aufl., 1996, S. 590.
- (39) Faulhaber, S. 50; Boshof, S. 183.
- (40) 敬虔帝の治世開始とともに、有力者は、先帝時代に減少した影響力の回復を画策した。彼らは、二つの集団に別れていた。一方は「教会改革主張者の影響が強く、その思想世界と目的を彼ら自身の文書から我々が知る」ことができた集団 (W. シュレージンガー) であり、これがいわゆる「帝国統一派」である。W. Schlesinger, *Karlingische Königswahlen*, in: *Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters*, Bd. I, S. 97, Ann. 52.
- (41) ハニエ年敬虔帝は、軍令違反によりオルレアン伯 Matfrid とトゥール伯 ユーグの官職を剥奪した。ロタールの岳父であったユーグは、敬虔帝に報復するために彼に反乱を唆した。また、敬虔帝がピピンの下王国への干渉したので、後者は恥辱を感じていた。ハニエした事情が反乱の背景にあった。
- (42) BM², S. 344.
- (43) *Ex vita Walae abbatis Corbiensis*, II, c. 9, in: MGH SS II, S. 554-555; *Venerunt in unum pro fide regis et regni, pro salute populi et patriae, pro stabilitate imperii et filiorum successione ... non ut augustus imperio privaretur, aut inhoneste in aliquo aut ab aliquo tractaretur; sed ut hostis pelleretur una cum suis complicitibus ... populus pro principe contra principem...*
- (44) MGH, Capit. II, Nr. 23, S. 20-24; Boshof, S. 184; P. Riche, *The Carolingians...*, p. 154.
- (45) BM², S. 355a, b.
- (46) BM², S. 368f.
- (47) BM², S. 375v.
- (48) Nith. I, 6, p. 26.
- (49) 「ロタールは、全員の面前で謙遜に父の足下へ平伏して言った。『私は、神と主人であり父であるあなたの前で、罪を犯したことを認めました。王国ではなく、お慈悲とあなたの恩寵に値する人間を私は求めます。』」Nith., I, 7, p. 30. ... *Lodharius humilime ad pedes patris coram cunctis procidit dicens: «Novi me coram Deo et te, domine pater, deliquisse; non regnum sed indulgentiam et ut gratiam tuam merear queso.» Idem autem, ut pius ac clemens pater, et delicta postulanti indulgit et gratiam roganti concessit...*
- (50) Nith. I, 8, p. 34. ... *Lodhuwicus a Baioaria ... Alamanniam invasit cum quibusdam Turingis et Saxonibus sollicitatis.*
- (51) BM², S. 412a.
- (52) *Handbuch der europäischen Geschichte...*, S. 593-594; Boshof, S. 188.
- (53) *Annales Xantenses*, a. 840 in: MGH SS. I, S. 227: *Postea vero Lotharius imperator profectus est de Italia in Franciam concessum sibi a parte possidere regnum. Cui contrariensis predictus Ludewicus frater illius, iterum intercipere regnum orientale.*
- (54) *Radberts Epitaphium Arsenii*, hrsg. v. E. Dümmler, Abh. Akad. Berlin, 1900, II, c. 19, S. 90: *Divisum regnum cotidie desolatur et corruptipitur, quoniam ubi non est gubernator, populus corrui.*

- (55) ルートヴィヒ二世が、この修道院を支配下におき、エンゲルベルトを大修道院長に任命した時に、修道士たちは抵抗し、八四〇年の証書においてエンゲルベルトさえもロタールの統治年で数えねばならなかった(BMf, S. 571i)。
- (56) Faulhaber, S. 84.
- (57) Faulhaber, S. 85; Boshof, S. 188. 日置雅子「ロタール一世の皇帝権」(その四)『愛知県立大学文学部論集』、三五号、一九八六年、八〇一四頁、特に一四頁。
- (58) *Rabberts Epitaphium Arsenii*, hrg. v. E. Dummier, Abh. Akad. Berlin 1900, II. c. 19, S. 90: Divisum regnum cotidie desolatur et corruptiur, quoniam ubi non est gubernator, populus corrui; MGH Poet. Lat., Nr. 76, V. 15, S. 413: Strabo, spes patriae ... spes maxima regni.
- (59) U. Pennendorf, *Das Problem der «Reichseinheitsidee» nach der Teilung von Verdun (843)*, München 1974.
- (60) ペンデルフは、ロタールが八四三年以後も八一七年の『整序令』の意味での帝国統一を断念していなかったとする(Pennendorf, S. 6-7)。ロタールは、八四四年に教皇セルギウス二世に対して、腹心ドロージをアルプス以北全体の司教代理になるように努力し、間接的にフランク王国全体に影響力を確保しようとしたという。A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands II*, 1954, 8. Aufl., S. 529.
- (61) Pennendorf, S. 11-14.
- (62) MGH Capit. II, Nr. 205, c. 7, S. 73.
- (63) Pennendorf, S. 8.
- (64) *Ibid.*, S. 175-176.
- (65) *Ibid.*, S. 141-148, 180-181.
- (66) *Ibid.*, S. 149-158, 181.
- (67) *Ibid.*, S. 158-165.
- (68) *Ibid.*, S. 179-180.

三 ニタルトの作品の同時代における影響

第一節で述べたように、『歴史』は、八三〇〜八四三年までの事情を伝える一級の史書である。しかし、同時代において、ニタルトの作品が貴族に影響し得たのかを検討しておかねばならない。

まず第一に、ラテン語の識字力の点である。古典的見解によれば、初期中世においては、聖職者のみがラテン語を読むことができ、俗人は書き言葉の世界からは排除されていた。⁽¹⁾しかし、二つの点で、この見解は修正されねばならない。すなわち、将来聖職者になる貴族の子弟と俗界に留まる貴族の子弟の教育は、幼い頃には共通の内容を含み、ラテン語の初歩的読み書きの教育が施されていたこと。また、ニタルト自身がカロリング・ルネサンスの中で教育された俗人であり、この時代には著作を残した俗人が少数ではありながら存在したこと。それゆえに、ラテン語を解する貴族が皆無であるのではない。しかも、ニタルトの「整然とした」(uncluttered)文体は、口頭での伝達を想定しているかもしれない。⁽²⁾

第二に、俗人の貴族は、『歴史』に含まれる「国家」や政治の問題に関心があつたのであろうか。ネルソンによれば、ニタルト自身は、「国家」と公共の福利の理念を知っていたという。⁽³⁾また、確かに、俗人貴族の多くは政治と「国家」に関する古典的テクストを知らないかもしれないが、彼らは政治実務によって、すなわち帝国集会への参加を通じて、「国家」と公益(public interest)について熟知していた可能性もある。⁽⁴⁾貴族が、青少年時代に、王宮や有力貴族の宮廷で集団生

活したことも、彼らに政治的経験を与えた。⁽⁶⁾

さて、八・九世紀において、『歴史』以外に俗人貴族向けの文学作品は書かれたのであろうか。R・マツキタリクは、カロリング期における俗人向けラテン語文学の存在を指摘する。例えば、『ヴァルトハリウス』のような英雄叙事詩、貴族の世俗的葬儀 (aristocratic and secular funeral rites) で朗誦された挽歌 (planctus)、さらには歴史書がこの範疇に入るといふ。例えば、八世紀中葉には、『フレデガリウス年代記続編』⁽⁶⁾の編纂活動が、国王ピピンの伯父ヒルデブランドと従兄弟ニールンクによつて促進され、彼ら一族の英雄的行爲が書かれたが、この作品は、聖職者よりは俗人のために書かれたものである。⁽⁷⁾また、歴史書を所蔵する貴族もいた。例えば、マコン伯エツカルドは、トゥールのグレゴリウス『フランク史』、パウルス・ディアコヌス『ランゴバルド史』を、フリウリ辺境伯エーベルハルトは、『教皇列伝』、オロシウス『異教徒に反論する歴史』 (Historiae contra paganos)、⁽⁸⁾『フランク人事績』 (Gesta Francorum) を所有していた。それゆえに、普及程度は不明であるが、俗人貴族が、歴史書を参看した可能性は排除できない。このようにニタルトとシャルル禿頭王は、政治と「国家」に関心がある俗人貴族が『歴史』を手にとること、あるいは、人づてにその内容を知ることを選定したかもしれない。

しかし、マツキタリクは、写本の来歴を根拠として、このニタルトの作品は同時代人に読まれなかったと推測している。なぜなら、『歴史』のほぼ完全な写本は、サン・メダール大修道院の十世紀末に遡るフランス国立図書館ラテン語手書本第九七六八号のみが伝わっている

(一四／五世紀に由来するこの不完全な写本がフランス国立図書館手書本一四六六三号である)。⁽⁹⁾この写本は、フロドアールの年代記とともに書き写されており、かなり遅くになつてから書写されたと彼女は推測する。それゆえに、ニタルトは『歴史』の自筆本を公表せず、自らの任地サン・リキエに留め置いたのではないかというのである。しかし、このマツキタリクの主張は問題である。なぜなら、マツキタリクは、シャルル禿頭王の「宮廷学校」に関する論文において、ニタルトの『歴史』がシャルル禿頭王の書架に収められていたこと、そして、宮廷学校の人々がそれを閲読した可能性を述べているからである。⁽¹⁰⁾また、ニタルトの英訳版編者B・S・ショルツは、ほぼ同時代の人々、すなわち『ルイ敬虔帝伝』の匿名著者とニタルトの頌歌作者ミコ (Mico) が『歴史』を知っていたという。⁽¹¹⁾それゆえに、『歴史』はニタルトの手元に置かれてまったく日の目を見なかったのではなく、同時代人によつても読まれたと推測できる。以下では、本稿の目的である『歴史』から貴族イデオロギーの素材を集めよう。

注

- (1) マルク・ブロック著、堀米庸三監訳『封建社会』岩波書店、一九九五年、一〇〇頁、山田欣吾『西洋中世国制史の研究』教会から国家へ創文社、一九九二年、四五～五七頁、兼岩正夫『ルネサンスとしての中世』筑摩書房、一九九二年、一二一、一二八～一二〇頁。
- (2) Nelson, *Politics and Ritual...*, p. 204.
- (3) Ibid, p. 204; W. Wehlen, *Geschichtsschreibung und Staatsauffassung im Zeitalter Ludwigs des Frommen*, Lübeck/Hamburg 1970, S. 57-105.

ヴェーレンに対する反論については、J. Fried, *Der karolingische*

Herrschaftsverband im 9. Jahrhundert, in: *Historische Zeitschrift* 235 (1982), pp. 1-43. フリート説については、山田「上掲書」三二頁も参照。

(4) Nelson, *Politics and Ritual*..., pp. 202-203.

(5) 拙稿「カロリング期の俗人貴族と教育」『北大史学』四五号、二〇〇五年、二二〜二四頁参照。

(6) Wattenbach-Levison-Lowe, II, Hef. S. 161-162.

(7) R. McKitterick, *The Carolingians and Written...*, p. 238.

(8) 俗人貴族の蔵書については、P. Riché, *The Carolingians...*, p. 338. 同、岩村清太訳『ヨーロッパ成立期の学校教育と教養』知泉書館、二〇〇二年、三二〇〜三四頁参照。

(9) ロエールは、九世紀末に遡るとしているが、ネルソンがこれを修正している (Politics and Ritual..., p. 197, n. 3)。

(10) R. McKitterick, "The Palace School of Charles the Bald", in: *Charles the Bald, Court and Kingdom*, eds. M. Gibson and J. L. Nelson, 2. ed., London 1990, pp. 326-339.

(11) Scholz (trans.), p. 29. 但しロエールは、匿名著者(アストロノムス)が『歴史』を参考したのではなく、ニタルトとアストロノムスが、共通の典拠を参照したので、共通する部分があると考えている。Lauer (ed.), pp. XII-XIII.

四 『歴史』における貴族のエートス⁽¹⁾

シャルル禿頭王は、兄、代父、皇帝であったロタールとの闘争を正当化する必要があった。そのため、ニタルトは、『歴史』において様々な手段を用いた。すなわち、彼は闘争と武力衝突の責任をロタールに押しつけ、彼の約定違反を吹聴し、シャルルへの神の加護を強調

し、⁽³⁾ロタールの政治的資質と人格を攻撃した。しかし、我々の課題にとつて興味深いことは、彼が、ロタール一派の言動を非難し続けた点にある。⁽⁴⁾我々は、ニタルトが描いたロタールの姿の反転像から同時代の貴族・王族の理想像を推測できる。逆に、ニタルトが理想化したシャルル一党の言動もその材料を提供している。

中世においては、非言語の記号が心的態度、意図、立場や階級を表していた。⁽⁵⁾例えば、騎士は、武器、特に剣と馬を自らの象徴としていた。ニタルトは、既に武器と馬を貴族の名誉と結びつけている。最初に馬について見てみよう。復活祭のために宿営をしていたシャルル軍は、「体に身につけているものと、馬と武器以外に何も持って」いなかった。⁽⁶⁾劣勢だったルートヴィヒ二世とシャルルの連合軍が、ロタールに和平提案をした時、その条件は「彼ら「シャルルとルートヴィヒ二世」が、馬と武器以外、全軍中にあると思われるものは何でも彼「ロタール」に与える」ことであった。⁽⁷⁾敗色濃厚なシャルル軍の最終的な和平交渉においても、シャルルの提案は、またも「贈り物として、全軍中にあると思われるものを何でも、武器と馬を除いて、彼「ロタール」に申し出た」⁽⁸⁾であった。ニタルト以外にも次の証言がある。アキテーヌの某貴族は、「私は、母親が殺されても、気にしない。しかし、おまえが要求するこの馬だけは、いかなることがあっても渡さない。この馬は、おまえのような卑劣なやつが手にするものではない」⁽⁹⁾という。

馬と貴族の絆は、法的領域からも確認される。教会は、聖職者や親族の殺害あるいは性的不品行を犯した貴族に武器携行と騎乗を禁じ

た。⁽¹⁰⁾ また、東フランク王国の一種の貴族同輩裁判において、敗訴した貴族は、馬の鞍を自ら担いで帝国集会に出席することを命じられた。⁽¹¹⁾ この刑罰は古ドイツ語で *harnschra* と呼ばれる。この語源は、同じゲルマン語である英語の *harm+share* から容易に分かるが、「恥を割り当てられること」である。⁽¹²⁾ このように馬と貴族は、感情や名誉の点で、深く結合していた。

上のように、ニタルトは、貴族が武器を手放せなかったことを述べている。もつとも、武器と貴族の地位の結合は、ニタルトよりも遙かに前に遡る。七世紀までのガリア、八世紀までのゲルマニアでは、王族・貴族の墓では、非戦闘員の高齢者と幼児に対しても長槍等の武器が副葬された。⁽¹³⁾ ル・ジャンによれば、この習慣は、貴族が命令者であることを象徴している。死は単なる状態変化であると見なされたので、貴族は彼岸で命令し続けるために武器が副葬されたという。⁽¹⁴⁾ しかし、八世紀に、最後の審判と肉体の再生の教義が浸透すると、謙遜の表明のために剣の副葬は途絶えた。代わりに、葬儀の際に剣が祭壇に安置されるようになった。⁽¹⁵⁾ この行為は、神が貴族に与えた命令者としての地位の返上を意味するという。⁽¹⁶⁾ 八世紀以降貴族の修道院入院の際して、貴族は、剣を祭壇におき、命令者としての地位を返上した。

以上のように、カロリング期の武器は貴族の地位と結びついていたので、失脚した貴族は、これを剥奪され、世俗権力を放棄する者⁽¹⁷⁾は、剣を自らはずした。カール大帝の従兄弟ヴァラは、若い頃宮廷を追われ、有力者のもとへ身を寄せたが、そこで奴隷同然の労働を強いられた。彼は自ら武器をはずし、通りすがりの農民に、剣の交換を申し出

た。彼は、最早権力を握ることはないと覚悟したのだった。⁽¹⁸⁾

確かに、カロリング期貴族の武器の意味については学説対立がある。⁽¹⁹⁾ しかし、次の史実についての K・ライザーの見解は、カロリング期の武器の意味の手がかりになる。ファルヒハイムの戦い（一〇八〇年）で、ルドルフ・フォン・ラインフェルデン（対立国王一〇七七、八〇年）とオットー・フォン・ノルトハイム（一〇八三年没）の軍がハインリヒ四世の軍に勝利した時に、前者が、後者から武器、祭服、祭服、貴重品を奪った。エルスターの戦い（一〇八〇年）でも同様であった。国王軍が、武器、祭服や祭器やその他貴重品を持参していた理由に関して、ライザーは、これらの品々が、戦争において、敵と味方の区別と地位の誇示、あるいは、降伏の象徴になった可能性を指摘する。ライザーの解釈は、カロリング期の貴族にとつてもまた、武器と馬が彼らの地位の象徴であったとの推測を補完するだろう。⁽²⁰⁾

ニタルトは、馬と武器を貴族と結びつけたが、それらが使用される戦争をも貴族と不可分のものとした。騎士は、戦争の勝敗を軍事的優劣ではなく、「神の審判」と理解していた。⁽²¹⁾ また、騎士道時代の戦争において、騎士は敵の騎士を殺す必要はなく、敗北させるだけで十分であったし、騎士が敵の騎士に降伏することは恥ではなかった。⁽²²⁾ ニタルトの戦争観はどのようなものであったか。『歴史』の一節を引用しよう。

戦闘が精力的に終えられた後で、散り散りになっている敗残兵について何をなすべきか、ルートヴィヒとシャルルは彼らの陣営で議論し始めた。怒りに襲われた者たちは、敵を追跡することを勧告し、別の者たち、とりわけその王らは、兄と人々に同情を示し、神の裁きとこ

の神罰によって撃退された者たちが、不当な党派心から改心し、それから、神がお許しになるなら、一致して真の正義へ到達することを、いつもの習慣で、敬虔な同情により、彼らは望んでいた。この争いに關して、全能の神の同情が待っていることを、彼らは説得していた。他の多くの者たちは、彼らに同意して、戦闘と略奪から遠ざかり、正午頃に陣営に戻り…『歴史』第三卷一)。²³

初期中世において戦争が「神判」であったことは、周知である。²⁴ 特筆すべきは、敵を殲滅する必要はなく、改心すれば仲間と見なすと述べられていることである。ここでは、「兄と人々」(frater plebusque)という表現が用いられている。フォントノワの戦いは、国土防衛戦争ではなく、内戦であるので、「人々」は応召農民よりむしろ貴族、少なくとも職業戦士的な人々であると考えられる。また、戦死者の罪をあがなうために断食が行われ、次のように敵戦死傷者が礼遇された。²⁵

日曜日にミサが行われ、彼ら「フォントノワの勝者」は、味方と敵を、忠誠者と不忠者を等しく埋葬し、神罰によって罰せられた者たちと半死半生の者たちを同じ方法で力の限り心から慰めた。『歴史』第三卷一)

他方で、ニタルトは、この兄弟闘争の最中に起きたステリングの反乱を鎮圧する様子を次のように描いている(ステリングとは、キリスト教を棄教した自由人・半自由人のザクセンの農民である)。²⁷

ルートヴィヒは、ザクセンで、前述されたように、ステリングと自称していた暴徒たちを高貴に(nobilitas)しかし、合法的な虐殺によって根絶した(『歴史』第四卷四)。²⁸

ステリングが、ザクセンで主人に対して再び反乱したが、戦闘が始ると大量殺戮によって滅ぼされた。かくして、権威なくして立ち上るということだが、このように権威によって消滅した。『歴史』第四卷六)

このようにルートヴィヒ二世の軍は、異教徒の反乱農民に対しては、大量殺戮と殲滅をもつての望み、ニタルトはこうした虐殺が「高貴」で「合法的」であると述べ、憐憫を示していない。

ニタルトの態度の差は、異教徒とキリスト教徒に対する態度の相違として理解されるかもしれない。しかし、ニタルトの態度の差が、貴族とその他に対する態度の差が原因である可能性はある。残念ながらニタルトはこの点については言及していない。しかし、同時代の他の史料は、貴族以外の戦闘あるいは戦闘における武功を忌避している。こうした例として次のものがある。

最初に、カール大帝は、ザクセン戦役で卑賤の者たちが戦功をあげたとき、彼らの力を認めながらも、「予の部屋で奉仕するべきである」³⁰と述べ、彼らのこれ以上の武勲を拒絶した。次に、エルモルドウス・ニゲルス(生没年不詳)³¹によれば、自由身分のコスルスという名のフランク人が、ルイ敬虔帝のブルターニュ遠征に従軍し、この戦いで名声を得た。³²そして、彼は、敵の王を討ち取ったが、直後敵將従者によって殺されてしまった。³⁴エルモルドウスは、彼を「勝利者にして不注意者」と評した。フランク人の宿敵、ブリトン人の王を倒した勇者が、「不注意」と罵られている。最後に、ノルマン人のパリ包囲に際して、その守備で功績があったエルヴェ(Herve)という射手もまた死が待っていた。³⁵対照的に、彼の主人、パリ伯ウード(国王在位

八八八〜八九八年）が、この功績により西フランク王に推戴されている。これらは、非貴族の戦功に対する嫌悪感を示しているが、非貴族の戦闘自体を弾圧する例もある。『サン・ベルタン年代記』は、デーシ人と戦った民衆について伝えている。

デーシ人が、スケルデ川対岸の地を荒らしている。セーヌ川とロワール川間の混乱した民衆が、セーヌ川に停泊しているデーシ人に対して互いに誓約し、勇敢に抵抗した。しかし、不注意にも彼らのコンユラティオが疑われたので、彼らは、我々のより有力なものによって、呆気なく殺された。〔サン・ベルタン年代記〕八五九年〕

ヴァイキングに抵抗した民衆が殺された理由が問題になる。これについては、ヴァイキングによる殺害、コンユラティオ（ある目的で誓約により自発的に作られる結社）の結成が禁令に反する、フランク社会での社会的闘争という見解がある。K・ライザーは、ヴァイキングは、フランクの民衆を相手にする場合と貴族と戦う場合に異なる態度を示していることを指摘し、第三の説が正しいと考えている。ライザーの指摘と上述の非貴族の戦功に対するフランク指導層の不快感を考えれば、これは、非貴族に対する貴族の軍事力独占の意思表明として理解できると思われる。

カロリング諸王は、九世紀に封臣以外の自由人の一部にも依然として騎馬軍役を命じているが、ニタルトと他の史料の記述から、フランクの指導層は、貴族にのみ戦闘と戦功は適切であったと見なしていたと考えられる。未だ三職分論が確立してないが、「戦う者」としての

一体感が醸成されつつあったことが分かる。

ニタルトは、シャルルとロタールの戦い方の相違にも言及しており、貴族の主君としてシャルルが好ましいことをほのめかしている。フォントノワの戦いの直前に、シャルル側は沼地を挟んで対峙しているロタールに次のように提案した。

彼ら「シャルルとルートヴィヒ」は、彼「ロタール」がもし自分たちのところへ来ることを望むならば、ロタールに沼沢地を渡る場所を提供することを約束した。彼らは、軍の直接対決を妨げることは何も望まず、奸策を用いずに戦うことを望んだ。〔歴史〕第二巻十。

対して、フォントノワの戦いのあと、散発的戦闘が続き、進退窮まったロタールは、ルートヴィヒ二世との同盟の破棄を条件にシャルルに和平を提案した。しかし、

実際には、彼は、こうすることで二人をより容易に騙すことができると思い、このような奸策で、全帝国を奪うことを望んでいたのである。〔歴史〕第三巻三。

以上から分かるように、貴族は、連帯感を持ち、奸策を用いず、唯一正統に武力行使を行いうる戦士であるべきだった。

ニタルトが、ロタールの悪とシャルルの善を際立たせようとするとき、頻繁に用いられたのが、シャルル一党とロタール一党の誠実宣誓に対する態度の差であった。例えば、『整序令』が排除したイタリア王ベルンハルトの子息ピピンらが、ロタール側に寝返った様子は次の

ように描かれた。

聖ディオニシウス大修道院長ヒルドウインとパリ伯ゲラルトは、シャルルから離反し、誠実を破り、彼「ロタール」のもとへ行つた。ランゴバルド王「イタリア王」ベルンハルトの子ビピンと若干の者は、これを見て、少しの間財産を捨てるよりも、奴隷の流儀で、誠実を捨て、誓約を破ることを選んだ。⁽⁹⁾『歴史』第二巻(三)

ロタールに対して圧倒的に劣勢だったシャルルの陣営では、彼の貴族は、次のように考えた。

大変簡単な助言が容易に見つけられた。彼らは生命と身体以外に他のものは何も持っていないので、彼らはその王「シャルル」を裏切り、そして、見捨てるよりも、寧ろ高貴に死ぬことを選んだ。⁽¹⁰⁾『歴史』第二巻(四)

両軍の和平交渉決裂後、ビピン二世がロタールと結び、シャルル側は一層苦境に陥った。しかし、シャルルとの同盟を決めたルートヴィヒ二世らは次のように感じた。

彼らは、このように困難な状況にあるが、兄弟の助けから兄弟が離れるならば、彼らの子孫に不面目な記憶を残すのを恐れた。彼らは、全員が不敗の名前を失うことより、物資の欠乏に、さらには必要であれば死に従うことを選んだ。⁽¹¹⁾『歴史』第二巻(一〇)

シャルル一党が、主君と兄弟を見捨てるよりも、死に従うと宣言したのに対し、ロタールに与したビピンらは「奴隷の流儀で」裏切った

と対比されている。

ニタルトは、ロタールとの対比をせずに、シャルル一党を理想化してもいる。シャルルとルートヴィヒ二世は、難局で聖俗忠臣の助言を求め、協議を行っていることもその例である。⁽¹²⁾また、ニタルトは、シャルルとルートヴィヒ二世の性格(qualitas)と調和(unanimitas)を伝えている。しかも、彼は彼らが備えた資質を「貴族性」(nobilitas)と明言している。すなわち、

彼らは、両者とも、中肉中背で、形姿は美しく、あらゆる活動の適性があった。両者とも、剛胆で、氣前がよく、聡明で、雄弁であった。あらゆるこの貴族性を、聖なるそして尊ぶべき、兄弟の調和が勝っていた。というのは、彼らはほとんどすべての食事を一緒に摂り、彼らが所有する貴重品を、一方が他方に親切に与えた。彼らは、一つの家で寝食を共にした。彼らは、一致した同意によって、公的なことも、私的なことも論じた。彼らは、有益あるいは適切であると思われることと以外には、両者のいづれも、他方に対していかなることも求めなかった。⁽¹³⁾『歴史』第三巻(六)

ニタルトがこの部分で述べたことは、国王のみならず、明らかに一般的な貴族の理想として述べられている。そして、彼は、シャルルとルートヴィヒの模範例をあげて、貴族相互の連帯を強く求めているのである。

注

(1) 大塚久雄氏は、M・ウェーバーの「エートス」という用語に次のような解説をしている。『エートス』とは単なる規範としての倫理ではない。宗教的倫理であれ、あるいは単なる世俗的伝統主義であ

- れ、そうした倫理的綱領とか倫理的徳目とか言う倫理的規範ではなくて、そういうものが歴史の流れの中で、いつしか人間の血となり肉となつてしまった、いわば社会の倫理的雰囲気とでもいうべきもの」であるという、また、「主観的倫理とはもちろん無関係ではないけれども、もう客観的な社会心理となつてしまつてゐる」とも言い換えている。M・ウェーバー著、大塚久雄訳『プロテスタントエタムの倫理と資本主義の精神』岩波書店、一九八九年、二八八頁。
- (2) Nith. II, 10, p. 68: Sed haec, veluti pro nihilo ducta, Lotharius spreuit, per suos se nihili absque prelio velle mandavit...; *ibid.*, p. 70.
- (3) 治安が極度に悪化している中で、フキテヌから「所在不明のシャルルのもとにフキテヌの国王標章が届けられた。これを「神のたまひの」munus divinum「神の意志」nutus divinusと見なしている。Nith. II, 8, p. 60.
- (4) たふさは、ニタルトはロタールー派が、貪欲 (cupiditas) と恐怖 (terror) によつて集結したと述べてゐる (Nith. II, 1, p. 38)。
- (5) G. Althof, *Verwandre, Freunde und Getreue: Zum politischen Stellenwert der Gruppenbildungen im frühen Mittelalter*, Darmstadt 1990, S. 182-183.
- (6) Nith. II, 8, p. 60: "Nam neque ipse neque quilibet in suo comitatu quicquam absque quod corpore gerebant et absque armis et equis habebant..."
- (7) Nith. II, 9, p. 68: ...offerrent illi quicquid absque equis et armis in universo exercitu habere videbantur...
- (8) Nith. II, 10, p. 72: Et in munere offerebant illi quicquid in universo exercitu absque armis et equis habere videbantur."
- (9) P・リシエ著、岩村清太訳『中世の生活文化誌』東洋館出版社、一九九二年、九〇頁。
- (10) K. Leyser, "Early medieval Canon Law and the beginning of knighthood", in: *Institutionen, Kultur und Gesellschaft im Mittelalter*, *Festschrift J. Fleckenstein*, hrsg. v. L. Fenske/W. Rösener/T. Zoltz, Sigmaringen 1984, pp. 549-566.
- (11) Ludwig der Deutsche, *Diplomata*, hrsg. v. P. Kehr, Nr. 66, in: MGH Dip. Germ. I, Hannover 1928, S. 92.
- (12) J. Henning, "Sella gestare: saddle-bearing punishments and the case of Rhiannon", in: *Victor. Medieval and Renaissance Studies* 28 (1997), p. 58.
- (13) 森義信『西欧中世軍制史論』原書房、一九八八年、八五〜八六頁。
- (14) R. Le Jan, "Frankish giving...", pp. 297-298.
- (15) *Ibid.*, p. 298.
- (16) *Ibid.*, p. 299.
- (17) 「彼の従兄弟オドは、武器を奪い取られ、追放された」。Astronomus, *Anonymi vita Hludowici Pii imperatoris*, hrsg. v. G. H. Pertz, in: MGH SS II, 45, S. 633: ...Hodo consobrinus illius armis ablati exilio deportatus...
- (18) Leyser, "Early medieval canon...", p. 554.
- (19) 筆者は、カロリング期の貴族・王族の武器の授与、剥奪、放棄について別の論文を用意してゐるのび、ここでは詳述しない。
- (20) Le Jan, "Frankish giving...", pp. 291-294.
- (21) シャン・フロリ、新倉俊一訳『中世フランスの騎士』白水社、一九八八年、五一頁。
- (22) フロリ、五七頁。
- (23) Nith. III, 1, p. 80: Proelio quidem ... strenue peracto, quid de palantibus peragere deberetur Lothuvicus et Karolus in eodem campo deliberare coeperunt. Equidam, ira correpti, persequi hostes suadebant; quidam autem, et maxime reges, miserantes fratris plebisque, et ut, iudicio Dei et hac plaga repressi, ab iniqua cupiditate respiscerent et Deo donante deinceps unanimes in vera iustitia devenirent piis visceribus solito more optabant, in quo negotio Dei omnipotentis misericordia ut prestolaretur suadebant. Quibus cetera multitudo assentientes, a proelio et praeda

discesserunt et fere mediante die ad castra redeunt...

- (24) Ph. Contamine, *La guerre au Moyen Age*, Paris 1980, p. 426. ニタルトが記録しているストラスブールの宣誓でも、シャルル・ルートヴィヒ二世連合軍の勝利は、「全能の神の裁き」(judicium omnipotentis Dei) であり「神の同情」(misericordia Dei) の結果として宣言されたこと (Nith. III, I, p. 102)。

- (25) Nith. III, I, p. 82: pro remissione delictorum mortuorum fratrum suorum.

- (26) Nith. III, I, p. 82: In quo, missa peracta, amicos et inimicos, fideles et infideles pariter sepulture tradebant, plaga correptos ac semivivos eodem modo pro viribus ex animo refovebant.

- (27) ステリंगाの反乱については、野崎直治「ステリंगाの反乱——中世初期の民衆蜂起——」同編『ヨーロッパの反乱と革命』山川出版社、一九九二年、二八〇四五頁参照。

- (28) Nith. IV, 4, p. 132: Lodhuwicus etenim in Saxonia seditiosos, qui se, uti praefatum est, Stellinga nominaverant, nobiliter, legati tamen cede, compescuit.

- (29) Nith. IV, 6, p. 142: ...Stellinga in Saxonia contra dominos suos iterum rebellaverunt, sed praelio commisso nimia cede prostrati sunt. ac sic auctoritate interit, quod sine auctoritate surgere praesumpsit.

- (30) ノトケルス著、国原古之助訳『カール大帝業績録』第二巻、第四章、エインハルドウス・ノトケルス著、国原古之助訳註『カール大帝伝』筑摩書房、一九八八年所収、一一四頁。「同じ戦いにコロンバリアの遊郭で生まれた二人の私生児がいた。彼らが極めて勇敢に戦ったので、皇帝は彼らについて、彼らが誰であり、どこで生まれたのかを尋ねた。このことが、確認され、正午には彼らは彼の天幕に呼び出されて、彼はこういった。『立派な若者たちよ、私はおまえたちに、他人ではなく、私に仕えることを望む』。二人が、『我々は、最も低い地位で、あなたに忠誠を尽くすつもりでここに参りました』と断言すると、王はいった。『予の部屋で奉仕すべきである』。二人

は、無念の思いを隠し、『喜んでその務めを果たします』と答えたものの、皇帝が眠り始めるとその機会をとらえ天幕から出て敵の陣営に赴き、混乱に陥れ、自分のや敵の血で、奴隷の身の汚名を濯いだ。』(31) アキテーヌ出身の聖職者。ルイ敬虔帝の子息ピピン(ピンの側近であったが、同帝と対立し、アルザスへ流刑となった。宮廷に復帰するために、八二六／八年に敬虔帝とピピンを褒め称える頌詞を書いた。

- (32) その後、勇敢な腕のために、彼に名声が捧げられた。Ernold le Noir, In honorem Hludowici christianissimi caesaris augusti, v. 1688-1690, in: *Poème sur Louis le Pieux et épîtres au roi Pépin*, éd. et trad. E. Faral, Paris 1932, p. 128: Postea cui nomen dextera celas dedit.

- (33) 「コスルスは、下馬し、剣を抜き(敵将の)首を取った。すぐに生命が、悲鳴と共に遠くへ消え去った」。Ibid., v. 1715: Coslus equo cedens stricto caput abstulit ense, / Vitaeque cum gemitu mox fugit acta procul.

- (34) 「前々、ムルマムの従者は、そのコスルスを打ち倒した。勝利者にして、不注意な者。ああーコスルスは、死んだ」。Ibid., v. 1716-1717: Murmanis ante comes Coslum percussit eundem: Victor et incautus, ehui Cosle, peris.

- (35) D. Barthélémy, "La chevalerie carolingienne: prélude au XI^e siècles", in: *La royauté et les élites...*, p. 168.

- (36) Annales Bertiniani, a. 859, in: MGH SS. I, S. 453: Dani loca ultra Scaldem populantur. Vulgus promiscuum inter Sequanam et Ligerim inter se coniurans adversus Danos in Sequana consistentes, fortiter resistit; sed quia incaute suscepta est eorum coniuratio, a potentioribus nostris facile interficiuntur.

- (37) F. Lot, "La grande invasion normande de 856-826", in: *Bibliothèque de l'École des Chartes* 69 (1908), pp. 5-62.

- (38) コンユラティオについては、佐藤専次「西欧中世初期のギルドについて——カロリング期を中心に——」『立命館文学』五三四、一九九四

年、一六三〇一六六頁。早川良弥「社会的結合」佐藤彰一・早川良弥編『西欧中世史』シネルヴァ書房、一九九五年、二〇九〜二二一頁参照。

(39) *The Annals of St-Bertin*, trans. and annot. J. L. Nelson, Manchester 1991, p. 89.

(40) Leyser, "Early Medieval Warfare...", p. 49.

(41) H・K・シメルシュ著、千葉徳夫他訳『西欧中世史事典』シネルヴァ書房、一九九七年、四五頁。

(42) Nith. II, 10, p. 70: ...si ille transire ad illos voluisset, locum transeundi se daturus promittunt, ut, omni impedimento sua suorumque ex parte ablati, absque qualibet occulta deceptione congregi possent...

(43) Nith. III, 3, p. 94: Re autem vera sic se utrosque facilius decipere posse putabat omneque imperium hac arte invadere sperabat.

(44) Nith. II, 3, p. 44: Hilduinus abbas Sancti Dyonsii et Gerardus comes Parisii civitatis, a Karolo deficientes, fide frustrata ad illum venerunt. Quod quidem Pippinus, filius Bernardi regis Langobardorum, ceterique cements, elegerunt potius more servorum fidem omittere, iuramenta contempnere quam ad modicum tempus facultates relinquere...

(45) Nith. II, 4, p. 46: ...facile consilium perfacile inventum est; Et quoniam nihili praeter vitam et corpora relinquere habebant, elegerunt potius nobiliter mori, quam regem proditum delinquere.

(46) Nith. II, 10, p. 70: ...quancum se haec ita haberent, timentes, ne forte, si ab auxilio fratris frater deficeret, posteris suis indignam memoriam reliquissent ... elegerunt omni penuriae, etiam, si oporteret morti, potius subire quam nomen invictum amittere.

(47) Nith. IV, 3, p. 126: ...solito more ad episcopus sacerdotisque rem referunt...; ibid., IV, 1: ...haudquaquam illis hanc licentiam dedere, donec palam illos percontati sunt utrum illud.

(48) Nith. III, 6, p. 110: Erat quidem utrisque forma mediocris cum omni

decore pulchra et omni exercitio apta; erat uterque audax, largus, prudens pariter et eloquens; omnemque praemissam nobilitatem excedebat fratrum sancta ac veneranda concordia. Nam convivia erant illis poene assidua et, quodcumque precium habebant, hoc alter alteri perhumane dabat. Una domus erat illis convivii et una somnii; tractabant tam pari consensu communia quam et privata; non quicquam aliud quilibet horum ab altero petebat, nisi quod utile ac congruum illi esse censebat.

結びに代えて

八四〇年から八四二年のフォントノワの戦いにかけて、ニタルトの主人シャルルは、ロタールと帝国統一派に対して明らかに劣勢であった。また、シャルルとルートヴィヒ二世は、兄弟、代父、皇帝に挑戦したという点で、彼らの勝利は、人々の非難を招く恐れがあった。シャルルは、同時代の貴族と子孫に対して、シャルル一党の言動の正当性を喧伝し、優勢なロタールの前に、官職禄という物的利害を超えて、彼らを團結させ、士気を鼓舞する必要があった。我々は、ニタルトの叙述中、シャルル一党の貴族としての理想像、ロタール一党の反転像から貴族イデオロギーを抽出しようとしてきた。その結果、ニタルトから得られる貴族イデオロギーとは、神の意志により、唯一正当に武力を行使し、しかも、その方法は正々堂々たるもので、貴族相互には同情を示し、異教徒と庶民には容赦をしない戦士であった。彼らは、万難を排して主君への忠誠を尽くし、誠実宣誓違反を非難し、主君には助言をした。彼らは、「あらゆる活動」に優れ、形姿の点でも他を凌駕し、気前がよく、雄弁で、聡明でなければならなかった。彼

らには、武器と馬という象徴があつた。このような共通のエートスを持つ人々として、彼らは連帯感を感じた。無論、これはイデオロギーであるから現実と一致するとは限らない。また、我々の検討の範囲内では、貴族と戦士のイデオロギーを峻別できない限界があるのも確かである。その上、『歴史』は、シャルルとルートヴィヒ二世という王族を主な素材として描かれたので、本稿の検討結果が、厳密には貴族のイデオロギーと一致しない可能性もある。しかし、シャルル・ルートヴィヒ二世陣営は、八四〇年における劣勢を克服し、帝国分割を勝ち取ることに成功した。彼らの成功の背後には、ニタルトの史書をはじめとする、こうしたイデオロギーの意図的な利用を指摘することはできるだろう。それゆえに、本稿は、数年間の政治的闘争を扱ったにすぎないが、カロリング期の国制史研究にとつても、イデオロギーという視点は欠かすことができないのである。